	災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
	第1章 総則	目次	目次	目次	目次	目次
		前文	前文	前文	前文	前文
		第1章総則(第1条—第8条)		第1章総則(第1条—第7条)		第一章 総則(第一条—第六条)
		第2章災害予防対策	第2章災害予防対策	第2章災害予防対策 第1節県民, 自主防災組織及び事業者	第2章 災害予防対策 第1節 県民の役割(第9条—第12条)	第二章 災害予防対策 第一節 県民等
	県氏の役割 事業者の役割	第1 節県民の役割(第9 条—第14条) 第2 節自主防災組織の役割(第15条—第19		第1即県氏,自土防火組織及び事業省 第1款県民(第8条—第12条)		第一即 県氏寺 第一款 県民(第七条—第十三条)
	自主防災組織の役割	第2 即日王即及植織の役割(第13末一第19 冬)	未一・第27条/ 第2節県民の役割(第28条—第31条)	第1款宗氏(第0米—第12 末) 第2款自主防災組織(第13 条—第17 条)	18条)	第一款 宗氏(第七末—第十二末) 第二款 自主防災組織(第十四条—第十九
		第3 節事業者の役割(第20条—第23条)	第3節自主防災組織の役割(第32条—第3		10条/ 第3節 事業者の役割(第19条—第22条)	本二版 日工的及組織(第一日末—第一九 条)
		第4 節県の役割(第24条—第36条)	6条)	第2節市町村及び県(第21条—第31条)		第三款 事業者(第二十条—第二十二条)
		第3 章災害応急対策	第4節事業者の役割(第37条)	第3章災害応急対策	条)	第四款 学校等(第二十三条)
		第1 節県民の役割(第37条・第38条)	第3章災害応急対策	第1節県民, 自主防災組織及び事業者(第	第3章 災害応急対策	第二節 市町及び県(第二十四条—第三十
	県民の役割	第2 節自主防災組織の役割(第39条)	第1節県の責務及び市町村の役割(第38条			七条)
		第3 節事業者の役割(第40条)		第2節市町村及び県(第36条—第39条)	第2節 自主防災組織の役割(第37条)	第三章 災害応急対策
		第4 節県の役割(第41条—第44条)		第4章災害復旧・復興対策(第40条—第42		第一節 県民等(第三十八条—第四十二条)
		附則		条) (C - 在时以上你 o = 1		第二節 市町及び県(第四十三条—第四十
	第3章 災害応急対策 県民の役割			第5章防災対策の計画的な推進等(第43条 第45条)	余/ 第4章 防災対策の計画的な推進等(第43条	五条)
	宗氏の反剖 事業者の役割			一第45 余 <i>)</i> 附則		第四草 防火対策の計画的な推進等(第四 十六条—第四十九条)
	事業者の役割 自主防災組織の役割		第4章後回・後典列泉 第1節県の責務及び市町村の役割(第47	ן אין אין (אין Pi) אין	一第40余 <i>/</i> 附則	十八宋一弟四十九宋) 附則
	日王の久福織の役割 災害ボランティアの役割		条		k11 x2.1	P11 2V1
	市町及び県の役割		第2節県民の役割(第48条)			
	第4章 復旧 復興対策		第3節自主防災組織の役割(第49条)			
	県民の役割		第4節事業者の役割(第50条 第51条)			
	事業者の役割		第5節防災ボランティアの役割(第52条)			
	自主防災組織の役割		附則			
	災害ボランティアの役割					
<u> </u>	市町及び県の役割	1075 July 15 7 0 10 1777 45 7 10 15 1 1 10 15 1	ソクセ - 上月にサールはウェート > 上 フェロ			
前文	(記載内容)	和歌山県は、その地理的条件により過去	近年、本県に甚大な被害をもたらすと予想		平成16年に愛媛県を襲った一連の台風	平成十六年に県内に甚大な被害をもたら
	・本県において、どのような自然災害が起き てきたか。また、今後、どのような自然災害		されている東南海・南海地震の発生の切迫 性が高まりつつある。また、全国的に集中豪		は、26名の尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらした。このことにより、私たちは、	した音風炎者を受け、本県でも防炎対策が 重要であることが改めて認識された。また、
	の発生が予想されるか。(土砂災害危険箇		ほが高まりブラめる。また、王国的に業中家 雨が増加していることに加え、平成16年に		後書の脅威に対して、平素から最悪の事態	
		の火」で語り継がれる濱口梧陵に代表され		針原川土石流災害,県北西部地震,平成18		震に備えるためにも、より一層の防災対策
	記述)	る私たちの先達は、これらの自然災害に対		年の県北部豪雨災害などにより、多くの県		の充実が必要である。
	・現状の防災対策とその課題は何か。	し、自らの命を守るだけでなく、他の命を助	に、今後地球温暖化の進行に伴う大雨の増		る。	これまでの防災対策は、災害対策基本法
		けるという尊い偉業を残してきたところであ	加や台風の強度の増大が予測されている。	また、11 の活火山を有し、桜島の大正噴	また、今世紀前半にも発生が確実視され、	及び同法に基づく地域防災計画等により、
	きか。	る。近い将来、東南海・南海地震の発生の		火に代表される火山災害も、身近に迫る脅	本県にも甚大な被害をもたらすことが予測さ	
			かつ計画的な防災対策の推進を図り、災害		れる南海地震等の大規模な地震から、県民	
	置づけられるのか。		に強い県土づくりに努めてきた。また、阪神・		の生命、身体及び財産を守るため、県民、	しかし、これまでの災害の状況にかんが
		対処できる準備が必要である。	淡路大震災、平成16年新潟県中越地震等	基本法や地域防災計画等に基づいて、県、		み、被害を軽減するためには、公的な機関
						が行う防災対策のみならず、県民が自ら行
		公的な機関を中心に実施されてきた。しか	人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助の重要性が社会的に認			う防災対策が重要であると改めて認識した。 県民が自らの身は自らで守る「自助」、地
		じ、阪神・灰路入展及やてれぬ降に起こうだ 災害で教訓となったのが、まさしく和歌山県	一ノ1寺による天助の里安住が任云时に応	これらの 依例による の火対象の元美はもと FII	ることが必要である。 これまで、県及び市町では、災害対策基本	景氏が自らの対は自らでする「自助」、地 横の安全は地域住民が互いに助けるって
			こうした状況にかんがみ、県民の生命、身		法(昭和36年法律第223号)及び地域防災計	
		自助、自らの地域は互いに助け合って守る		識し、日ごろから災害について備え、適切な	画等に基づき、防災対策を講じてきたところ	
		共助の精神であった。被害を軽減させるた		対応をとることが極めて重要である。	であるが、被害を軽減させるためには、行政	
			要である。そして、これらが持続する社会を	守る「自助」, 地域の住民が互いに助け合っ		
		がこれらを補完しつつ公助を実施し、地域社		て地域の安全を確保する「共助」、市町村、		し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うた
		会における防災力を向上させることが重要	このような社会をつくるためには、県及び			め、ここに、私たちは、この条例を制定する。
		である。	市町村が個人や家庭、地域、事業者等と連			
		ここに、私たちは、災害から県民の生命、	携し、日常的に防災のための行動と事業を		組み、災害から命と暮らしを守り、安心して	
			息長く行うための県民運動を展開していく必要がある。		生活することができる地域社会を築くため、	
		て防災対策に取り組み、災害に強い地域社会を実現するため、この条例を制定する	安かのる。 レけわけ 小フ・京松ルの海屋により社会	に連携し、及び協働して防災対策を着実に 行うことにより、県民が安心して生活するこ	この条例を制定する。	
		会を実現するため、この条例を制定する。	とりわけ、少子・高齢化の進展により任会 構造が変化し、地域コミュニティの衰退が懸			
			構造が変化し、地域コミューディの衰退が感 念されている今こそ、協働による県民運動			
			ふされているラニで、「励働による県民運動	P ¹ C P ¹ C Y る。		
			が展開が重要である。 だれもが安全に、かつ、安心して暮らすこ			
			とのできるまちを築くことは、私たちの願いで			
			あり、将来を担う子どもたちへの義務でもあ			
			1a.			

	災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
<u>第1章 総則</u>	<u>U</u>					
目的	この条例は、防災対策に関し、基本理念を 定め、災害予防対策、災害応急対策及び復 旧・復興対策における県民、事業者、自主 防災組織、災害ボランティア、市町及び県の 役割又は責務を明らかにすることにより、防 災協働社会の実現に寄与することを目的と する。	事業者及び県の責務を明らかにするとともに、災害予防対策及び災害応急対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的	理念を定め、災害予防対策、災害応急対策 及び復旧・復興対策における県、市町村、県 民、自主防災組織、事業者及び防災ボラン ティアの責務又は役割を明らかにすることに より、防災対策を総合的かつ計画的に推進	理念を定め、県民等、市町村及び県の責務 等を明らかにするとともに、災害予防対策、 災害応急対策その他の防災対策の基本と	理念を定め、並びに県民、自主防災組織、	(目的) 第一条 この条例は、防災対策の基本理念 を定めるとともに、県民、市町及び県の責務 等を明らかにすることにより、防災対策を総 合的かつ計画的に推進し、もって災害に強 い県づくりに寄与することを目的とする。
	·災害 異国 亭雨 亭電 洪水 草湖 坳	(完善)	(完美)	(完美)	(完美)	(完美)
定義	た場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧・復興を図ることをいう。・防災対策 防災のために行う対策をいう。・自主防災組織 地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織・災害時要援護者 災害時の避難行動において支援が必要となる高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。・災害ボランティア 災害発生後の被災者の生活支援等の災害救援活動を行う個人又は団体をいう。	げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 (1) 災害暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる。 (2) 防災災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。 (3) 防災関係機関災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第5号に規定する上地方公共機関、同条第6号に規定する上地方公共機関、公共的団体及び防災関係機関、の事業者に対しなびに個人事業者に対した。 (4) 事業者県、市町村及び防災関係機関いう。 (5) 自主防災組織住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 (6) 災害時要援護者高齢者、難病患者等の別、妊婦、外国人、傷病者、難病患者等の場合の避難等に援護を要する者をいう。 (6) 災婦、外国人、復務生するおそれがある場合の避難等に援護を要する者をいう。 (7) ハザードマップ災害を予測し、被害の範囲及び程度、避難場所及び避難所等の情報を地図に表したものをいう。	る用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 災害暴風、豪雨、洪水、高潮、地生ずると言をいう。 二 以等表別、一 災害発生時における被害の拡大を防止し、災害発生時における被害の拡大を防ぎ、並びに災害を未然に防止し、災害発生時における被害を図ることをいう。 三 防災災害を未然に防止し、災害発生時における被害の拡大を防ず、並びに災害を未然に防止し、災害発生時の変害を未然に防止するおけるの災害を所対策、災害発生時のが後害の拡大を防ぐための災害を協力をであるための場響を回るための場所を関するに対して、 四 自主防災組織自らが居住する地域、乳らをいう。 五 災害時要援護者等であって避難等に支援をいう。 五 災害時要援護者等であって避難等に支援をいう。 五 災害時要援護者等であって避難等に支援をいう。 五 災害時要援護者等であって避難等に支援をいう。 大好をののと、乳ののと、乳ののと、乳ののの、、、いののの、、、、、、、、、、、、、、、	る用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 災害暴風、豪雨、洪水、高潮、地震, 噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。 (2) 防災災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び害の復旧・復興を図ることをいう。 (3) 防災関係機関国、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)(3) 防災関係機関国、災害対策基本的方。 (4) 財子の場合に規定する指定公共機関、公害等6号に規定する指定公共機関、公害等6号に規定する指定公共機関、公害等6号に規定する指定公共機関、公害、 (4) 事業者市町村、県及び防災関係機関いう。 (4) 事業者市町村、県及び防災関係機関以外の事業を行う法人並びに個人事業者をいう。 (5) 自主防災組織法第5条第2項に規定する住民の隣保協同の精神に基づく自発という。 (6) 県民等県民、事業者、自主防災組織及び地縁による団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。)をいう。	被害をいう。 (2) 防災 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。 (3) 防災対策 防災のために行う対策をいう。 (4) 地域防災力 地域における防災の能力をいう。 (5) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 (6) 災害時要援護者 高齢者、障害者、妊産婦、幼児その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の避難等に援護を要する者をいう。	る用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 災害 地震、津波、洪水、高潮、土石流その他の自然現象により生ずる被害をいう。 二 防災対策 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために行う対策をいう。
基本理念	安全を確保する共助,市町,県等が県民の生命,身体及び財産を守るために行う公助を基本として,県民,事業者,自主防災組織,災害ボランティア,市町,県等がそれぞれの役割を果たすとともに,相互に連携し,及び協働して行われなければならない。	第3条 防災対策は、県民が自らの命は自らで守る自助を原則とし、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町村がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。 2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。	の生命、身体及び財産を災害から保護する公助、県民が自らの安全は自らで守る自助並びに県民が自主防災組織、事業者等とともに地域において互いに助け合う共助を基本として実施されなければならない。 2 防災対策は、県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアがその責務又は役割を果たすとともに、協働することにより着実に実施されなければならない。	ら守る自助, 地域の住民が互いに助け合って地域の安全を確保する共助, 市町村, 県及び防災関係機関が県民の生命, 身体及び財産を守るために行う公助を基本として, 県民等, 市町村, 県及び防災関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに, 相互に連携し, 及び協働して行われなければならない。	互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。	らで守る自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、市町及び県が公助を行うことを基本とし、県民、市町及び県が、それぞれの役割を果たし、協働して行わなければならない。
県民の役割	力して防災対策を行うよう努めるものとする。	第4条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自ら防災対策を行うよう努めるものとする。 2 県民は、地域における防災活動に積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。	から災害に対する危機意識をもって自ら防 災対策を実施するよう努めるものとする。 2 県民は、基本理念にのっとり、地域におい て自主防災組織等が実施する防災対策に 積極的に参加するよう努めるとともに、国、	基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自らの防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し、及び協働するよう努めなければならない。 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域における防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し、及び協働するよう努めなければならない。	いての基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努 めるものとする。 2 県民は、基本理念にのっとり、平常時から 災害に関する危機意識を持って、自己の安 全の確保に努めるとともに、地域における自	防災対策を行うとともに、地域において相互 に連携して防災対策を行うよう努めるものと する。

	災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
	もに、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるものとする。 ・事業者は、自主防災組織、市町及び県が実施する防災対策に協力するよう努めるも	地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。 2 事業者は、地域における自主防災組織等の防災活動に協力するよう努めるとともに、 県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。	害発生時等(災害が発生し、又は発生する おそれがある場合をいう。以下同じ。)にお いて、来所者、従業者及び地域住民の安全 を確保し、事業を継続することができる体制 を整備するよう努めるとともに、負傷者等の		(事業者の責務) 第6条事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保を始め、災害時において事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、地域の防災活動に協力するよう努めるものとする。 2前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、災害応急対策を実施するよう努めるものとする。 3事業者は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。	
の役割	ものとする。 ・自主防災組織は、市町、県が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。	第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域住民と協力して、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。 2 自主防災組織は、地域住民の自ら行う防災対策に協力し、地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、県及び市町村が実施	(自主防災組織の役割) 第7条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策並びに避難誘導、初期消火、救出救護その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。		(自主防災組織の責務) 第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する知識の普及啓発、地域における安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を実施するよう努めるとともに、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。	
アの役割	災害ボランティアは、基本理念にのっとり、 災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的 に実施されるよう、災害ボランティアの活動 支援を目的としている団体、自主防災組織、 市町、県と連携し、被災者の求めに応じたき め細かな支援に努めるものとする。		(防災ボランティアの役割) 第9条 防災ボランティアは、基本理念に のっとり、災害応急対策及び復旧・復興対策 が効果的に実施されるよう、県、市町村及び 自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者 の支援に努めるものとする。			
	産を災害から守るため、国、県その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策の推進に努めるものとする。	第8条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から当該市町村の住民の生命、身体及び財産を守る	礎的な地方公共団体として、住民の生命、 身体及び財産を災害から守るため、国、県 その他の関係機関及び自主防災組織と連		織その他の関係機関等と連携し、当該市町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るための施策の推進に努めるものとする。	係機関と連携し、災害に的確かつ迅速に対
	町その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるものとする。	国、他の都道府県、市町村、防災関係機関 等と連携し、防災に関する総合的な施策の 推進に努めるとともに、市町村、県民、事業 者及び自主防災組織等が行う防災対策等 への支援に努めるものとする。	「基本理念」という。)にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村その他の関係機関と連携し、防災対	を包括する広域の地方公共団体として、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県民等、市町村及び防災関係機関と連携し、及び協働して防災対策を行うとともに、必要な総合調整を行う責務を有する。	生命、身体及び財産を災害から守るため、 国、市町その他の関係機関等と連携し、防	

広島県防	7災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	雇児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
ひろしま防災の日	・県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、ひろしま防災の日及びひろしま防災月間を設ける。 ・ひろしま防災の日及びひろしま防災月間は、知事が定める。			対策の一層の充実を図るため、県民防災週間を設ける。	に、防災活動の一層の充実を図るため、え ひめ防災の日(以下「防災の日」という。)を 設ける。 2 防災の日は、知事が定める。 3 防災の日においては、県民、自主防災組 織等及び事業者は、災害時においてそれぞ れの役割を果たせるように防災訓練の実施 及びこれへの参加その他の防災対策を一	災対策の一層の充実を図るため、県民防災週間を設ける。 2 県民防災週間は、この条例の施行の日(同日の属する年の翌年以後の年にあっては、同日に応当する日)を初日とする一週間とする。 3 県民防災週間においては、県民等は、自らの防災対策の一層の充実に努めるものとする。 4 県民防災週間においては、市町及び県は、県民の防災意識の高揚のための活動
				(市町村への要請) 第6条 県は、市町村に対し、基本理念に のっとり、基礎的な地方公共団体として、災 害から当該市町村の住民の生命、身体及び 財産を守るため、当該市町村の住民、事業 者、自主防災組織及び地縁による団体(以 下「住民等」という。)、他の市町村、県並び に防災関係機関と連携し、及び協働して防 災対策を行うよう求めるものとする。 2 県は、市町村に対し、この条例に規定する災害予防対策に係る市町村の施策、災害復 で、災害入びに係る市町村の施策、災害に 復興対策に係る市町村の施策、災害で を当該市町村の地域防災計画をいう。)に定 め、及び行うよう求めるものとする。		
				(防災対策を行う上での配慮) 第7条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、高齢者、障害者その他の者で避難に支援が必要となるもの(以下「要援護者」という。)に十分配慮して防災対策を行うとともに、市町村に対し、要援護者に十分配慮して防災対策を行うよう求めるものとする。2 県は、災害時に交通が途絶し、及び電気通信を利用することができなくなるおそれのある地区(以下この項において「孤立地区」という。)に十分配慮して防災対策を行うとともに、市町村に対し、孤立地区に十分配慮して防災対策を行うよう求めるものとする。		

第2章 災害予防対策 第1節 県民の役割

防災知識の習	•県民は,防災に関する訓練及び研修に積	(防災知識の習得等)			(防災知識の習得等)	(防災知識の習得等)
			第28条 県民は、防災に関する訓練及び研			
			修に積極的に参加すること等により、災害発			
	徴、予測される被害と必要な備え、災害に遭	参加し、防災に関する知識及び技能を習得	生現象の特徴及び予測される被害に関する	動により、防災に関する知識及び技能の習	然現象(以下「災害発生現象」という。)の種	なる自然現象(以下「災害発生現象」とい
	遇したときにとるべき行動に関する知識の習		知識の習得に努めるとともに、災害発生現		類ごとの特徴、予測される被害、災害時にと	う。)の種類ごとの特徴、予測される被害、災
			象の態様に応じた備え及び災害発生時等に		るべき行動その他の防災に関する知識を習	
			とるべき行動の修得に努めるものとする。			遭遇した場合にとるべき行動に関する知識
			2 県民は、自らが生活する地域について、		2 県民は、自ら生活する地域において、災	
			地形等災害関連情報を収集し、理解するよ		害が発生するおそれのある箇所、過去に災	2 県民は、自らが生活する地域について、
	害関連情報」という。)を収集するよう努める	所、避難方法その他の安全の確保に必要な	う努めるものとする。	下「災害危険箇所」という。),避難場所,避	害が発生した箇所等を掲載した地図(以下_	地形、地質、過去の災害記録、予測される
			3 県民は、災害発生現象の態様及び地形			
	・県民は 災害発生現象の態様及び地形等		等災害関連情報に応じた避難場所、避難経			形等災害情報」という。)を収集するよう努め
	災害関連情報に応じた適切な避難時期,避	するよう努めるとともに、家族との連絡方法	路、避難方法、家族との連絡方法等をあら		把握するよう努めるとともに、災害時におけ	
			かじめ家族等で確認しておくよう努めるもの		る避難場所、避難経路、避難方法その他の	3 県民は、災害発生現象の態様に応じた避
	方法等をあらかじめ家族等で確認するよう	ి	とする。		安全の確保に必要となる事項について、あ	
	努めるものとする。				らかじめ確認しておくよう努めるものとする。	格方法等をあらかじめ家族等で確認しておく
						よう努めるものとする。
	県民は、地域における防災対策を円滑に行			(自主防災組織への参加等)		(自主防災組織への参加等)
	うため、自主防災組織を結成するとともに、			第11条 県民は、地域における防災対策を		第十三条 県民は、地域における防災対策
	その活動に積極的に参加するよう努めるも			円滑に行うため、自主防災組織を結成する		を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、
	のとする。	極的にその活動に参加するよう努めるもの		とともに、その活動に積極的に参加するよう		及びその活動に積極的に参加するよう努め
		とする。		努めるものとする。		るものとする。

	災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
者からの情報 の提供	る際に必要な自らの情報をあらかじめ提供 するよう努めるものとする。	第14条 災害時要援護者は、市町村、自主防災組織等に対し、あらかじめ避難の際に必要となる自らの情報を提供するなど援護体制の整備に協力するよう努めるものとする。	織等及び市町村に対し、避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提供するよう努めるものとする。	織その他の要援護者の避難を支援する機関に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。	必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。	が必要となるもの(以下「要援護者」という。) は、市町、住民の隣保協同の精神に基づく 自発的な防災組織(以下「自主防災組織」と いう。)等に、あらかじめ避難の際に必要な 自らの情報を提供するよう努めるものとす
蓄等	の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資等を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。・県民は、災害の未然防止、災害発生時の被害の拡大防止等に必要な消火器その他資機材を整備するよう努めるものとする。	第11条 県民は、災害に備え、食料、飲料水、医薬品、簡易トイレその他の必要となる生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。	水、医薬品その他の災害発生時等において 必要となる生活物資を備蓄し、及び点検し、 並びにラジオ等の災害発生時等の情報収 集の手段を確保するよう努めるとともに、避 難の際に必要な物資を直ちに持ち出すこと ができるように準備しておくよう努めるものと する。 2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害 発生時の被害の拡大を防止するため、消火 器その他の必要な資機材を整備するよう努	要な物資を備蓄するとともに、防災に関する情報を収集する手段を確保するよう努めるものとする。	に、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。 2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、消火器その他の必要な資機材を備えるよう努めるものとする。	料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。
性の確保等	修等の適切な措置を実施するよう努めるものとする。 ・県民は、家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を実施するよう努めるものとする。 ・ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機設置者は当該工作物等の適切な安全点検や維持管理の実施に努めるととも	を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。 2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。 3 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機(以下「工作物等」という。)を設置する者は、当該工作物等の強度を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。	について、建築物に関する法令に基づき耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。)を行うよう努めるとともに、その結果を踏まえ、耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。)その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。2 県民は、その所有し、又は管理する家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を講ずるよう努めるものとする。3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び	ついて必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修し又は撤去するよう努めるものとする。 2 県民は、家具の転倒、窓ガラスの飛散等による被害の発生を防止するよう努めるものとする。 3 災害危険箇所の所有者又は管理者は、その所有し又は管理する災害危険箇所がある旨を表示することその他の必要な防災対策を行うよう努めるものとする。 4 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機(以下この項において「工作物等」という。)を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強し又は撤去するよう努めるものとする。	結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。 2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講ずるよう努めるものとする。 3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機(以下「工作物等」という。)を設置しようとする者は、当該工作物等の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行うよ	結果に応じて改修等を行うよう努めるものと
		(用具の備え) 第12条 県民は、災害を未然に防止し、及 び災害による被害の拡大を防ぐため、消火 器その他の必要な用具を備えるよう努める ものとする。				(用具の備え) 第十条 県民は、災害を未然に防止し、又は 災害が発生した場合における被害の拡大を 防ぐため、消火器その他の必要な用具を備 えるよう努めるものとする。
**************************************	· 本 の 仏 中川					(災害情報の提供) 第八条 不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対して、 あらかじめ当該不動産についての地形等災害情報を提供するよう努めるものとする。
	事業者は,災害発生時等における来所		第37条 事業者は、災害発生時等において		(安全を確保するための計画及び事業継続	
	確保及び事業を継続するための計画の策定並びに計画を実施するための体制の整備に努めるものとする。 ・事業者は、防災に関する訓練及び研修を積極的に実施するよう努めるものとするとともに、自主防災組織、市町、県が実施する	生するおそれがある場合に備え、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するための対策を実施するよう努めるとともに、事業者の規模及び業態に応じ、中核となる事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するよう努めるものとする。	画を実施するための体制を整備するよう努めるとともに、防災に関する訓練及び研修を 積極的に行うよう努めるものとする。	めるとともに、従業員に対し必要な防災に関する研修及び防災訓練を行うよう努めるも	第19条 事業者は、災害時における来所者、 従業員等の安全を確保するための計画及 び事業を継続するための計画(以下「事業 継続計画」という。)を作成するよう努めると ともに、防災訓練及び研修等を積極的に行 うよう努めるものとする。	第二十条事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。
		(建築物等の耐震性の確保及び資機材等の備蓄) 第21条 事業者は、その所有し、又は管理 する建築物、工作物等の耐震性の確保並び に設備、備品等の転倒及び落下の防止に 努めるとともに、応急的な措置に必要な資 機材及び食料、飲料水等を備蓄するよう努 めるものとする。			(建築物の耐震性の確保等) 第21条事業者は、あらかじめ、その所有し、 占有し、又は管理する建築物及び工作物等 の耐震性又は耐火性を確保するよう努める とともに、応急的な措置に必要な資機材、食 料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める ものとする。	

香川県防災対策基本条例

<u>広島県防災対策基本条例(仮称)素案</u> 和歌山県防災対策推進条例 岡山県防災対策基本条例 鹿児島県防災対策基本条例 愛媛県防災対策基本条例

よう努めるとともに、これらの者が行う防災 活動に参加するよう努めるものとする。 (災害時における事業継続等) 第20条事業者は、事業継続計画に基づき、 災害時において、事業を継続し、又は中断し	理する施設を避難場所として使用すること そ
者は、自主防災組織、市町 災関係機関が行う災害予防対 よう努めるものとする。 の他の地域の防災対策について、地域住民 及び自主防災組織等に積極的に協力する よう努めるとともに、これらの者が行う防災 活動に参加するよう努めるものとする。 (災害時における事業継続等) 第20条事業者は、事業継続計画に基づき、 災害時において、事業を継続し、又は中断し	第二十一条 事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努める
災関係機関が行う災害予防対は管理する施設の避難場所としての提供その他の地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努めるものとする。 (災害時における事業継続等)第20条事業者は、事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断し	理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自 主防災組織に積極的に協力するよう努める
及び自主防災組織等に積極的に協力する よう努めるとともに、これらの者が行う防災 活動に参加するよう努めるものとする。 (災害時における事業継続等) 第20条 事業者は、事業継続計画に基づき、 災害時において、事業を継続し、又は中断し	主防災組織に積極的に協力するよう努める
第20条 事業者は、事業継続計画に基づき、 災害時において、事業を継続し、又は中断し	
た事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めるものとする。	
	(市町及び県への協力) 第二十二条 事業者は、市町及び県が実施 する防災対策の推進に協力するよう努める ものとする。
	/ n=_ // at = th
防災組織は,防災に関する研第13条 自主防災組織は、地域住民に対し、	(防災意識の啓発等) 第十七条 自主防災組織は、地域住民の防
に関する研修及び防災訓練 修等を行うよう努めるとともに、その構成員 を、県、市町等が行う災害及び防災に関す る講座等に積極的に参加させるよう努める	災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るため、研修等を行うよう努めるものとする。
所の把握等) (災害危険箇所の確認等) (以害危険箇所の確認等) (の根据等) (の根据性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性	(災害危険場所の確認等) 第十四条 自主防災組織は、第二十五条第
が提供する災害危険箇所そ 供する災害及び防災に関する情報を活用 関する情報を活用して、地域 し、地域における災害危険箇所並びに災害	一項、第二項又は第四項の規定により市町 又は県が提供する情報等を活用して、あら
8めるものとする。 2 自主防災組織は、あらかじめ、災害の態 横は、前項の規定により把握 様に応じた避難場所、避難経路、避難方法	及びその場所の危険度を確認するよう努めるものとする。 2 自主防災組織は、あらかじめ、災害発生
を作成するとともに、当該自 3 自主防災組織は、前2項の規定により確 活動を行う地域の住民(以下 認した情報その他の防災対策に関する情報	る。
に、地域住民に周知するよう努めるものとする。	認した情報その他防災に関する情報を示した地図を作成し、及び周知するよう努めるも
	のとする。
関等と連携しながら、災害時要援護者の避力	(要援護者への支援体制の整備) 第十五条 自主防災組織は、あらかじめ、災 害が発生し、又は発生するおそれがある場 合における地域の要援護者の避難誘導、避
地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるものとする。	難支援等を、市町及び関係機関と連携して 行うための体制を整備するよう努めるものと する。
防災組織は、災害時に地域 第18条 自主防災組織は、市町、事業者及 避難するための体制の整備 び関係機関等と連携しながら、避難勧告等	
において、自主防災組織は、 計画及び災害時要援護者の避難等の際の分配慮するよう努めるものと 援護に関する計画等を定めておくよう努める	準、災害が発生し、又は発生するおそれが
策を円滑かつ効果的に実施するよう努める ものとする。	
関約11 2	研修等の実施) 防災組織は、防災に関する研 康に積極的に参加するととも に関する研修及び防災訓練 るものとする。 「の把握等) 防災組織は、市町村、県及び が提供する災害危険箇所で 関する情報を活用して、地域 明する情報を活用して、地域 明する情報を活用して、地域 明する情報を活用して、地域 のの防災に関する情報を活用した。 ののの選難に必要な事項を 認し、前項の規定により把握 をの防災に関する情報を活用し、地域によいも災害危険箇所が近に災害 のの防災に関する情報を活用し、地域においる災害危険箇所が近に災害 のの強難に必要な事項を 認し、前項の規定により把握 をの防災に関する情報を活用し、地域においる災害危険箇所が近に災害 のの強性のびその態様を確認するよ のの強性なびその態様を確認するよ の発生の危険性及びその態様を確認するよ の発生の危険性及びその態様を確認するよ のの機能は、前項の規定により確 ないたに避難場所、避難経路、避難方法 等を確認するよう努めるものとする。 2 自主防災組織は、あらかじめ、災害の態様を確認するよう努めるものとする。 3 自主防災組織は、大事の他の防災対策に関する情報 をで確認するよう努めるものとする。 2 自主防災組織は、市町及び間係機関 第等と連携しながら、災害時要援護者の避難等の移動をとした、、災害時要援護者の避難等の移動をとともに、地域住民に周知するよう努めるものとする。 (災害時要援護者の援護体制の整備) 第16条自主防災組織は、市町及び間係機関 第等と連携しながら、災害時要援護者の避難等の移動とを把握するよう努めるものとする。 (災害時要援護者の避難等の移のを開めないました。災害時要援護者の避難等の移のとする。) (災害時要援護者の避難等の移のとする。) (政策・大事を関係を関係を表したが、災害・大事をとの連携等) 第18条自主防災組織は、市町、事業者及び関係を認定における地域住民の避難等の移のとれてよう努めるものとする。 (東西における地域住民の避難等の移のとれてはよう努めるものとする。)

	災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
	自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救 出救護その他の災害発生時の応急的な措 置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及 び点検の実施に努めるものとする。	第18条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努めるものとする。	者等の救出救護その他の災害発生時の応	(物資の確保) 第17条自主防災組織は、災害時に必要な 物資を地域の実情に応じて確保するよう努 めるものとする。	者の救出及び救護その他の応急的な措置	(自主防災組織による備蓄) 第十八条 自主防災組織は、災害発生に備えて、地域の実情に応じて必要となる資機 材及び物資を備蓄しておくよう努めるものとする。
		(防災訓練の実施等) 第17条 自主防災組織は、地域住民が主体 となった防災訓練を実施するよう努めるとと もに、市町村及び県が行う防災訓練及び研 修に積極的に参加するよう努めるものとす る。			(防災訓練の実施等) 第15条 自主防災組織は、少なくとも年1回は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市町等が行う防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。	
				(地域における情報伝達体制の整備) 第15条 自主防災組織は、災害時に地域 住民に確実に情報を伝達するための体制の 整備に努めるものとする。 2 前項の場合において、自主防災組織は、 要援護者に十分配慮するよう努めるものと する。		
						(地域住民の行動基準の作成等) 第十六条 自主防災組織は、災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合に地域住民 がとるべき行動について、災害発生時、避 難途中、避難場所等における行動基準を作 成し、及び周知するよう努めるものとする。
	T及び県等の役割	/叶巛辛塾の改変生\	/巛宝┺が吐巛/-=→フ並ゃみ≫\	1/叶巛辛塾の古担体〉	/ 叶巛辛鞅の改奏\	1/叶巛辛塾の改変体〉
発等	関と連携した防災意識の啓発, 高揚及び災害, 防災に関する知識の普及に努めるものとする。	第24条 県は、県民、自主防災組織及び事業者が災害に備え、適切な防災対策等を実施できるよう、市町村、防災関係機関等と連携し、防災意識の啓発及び防災に関する知識の普及を図るものとする。	び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、国、県その他の関係機関と連携し、災害及び防災に関する普及啓発に努めるものとする。2 県は、国、市町村その他の関係機関と連携し災害及び防災に関する普及啓発を図るとともに、前項の普及啓発の実施を支援するものとする。3 前2項の普及啓発は、災害の発生原因となる自然現象(以下「災害発生現象」という。)の種類又は地域により災害の態様が異なることに留意して行われなければならない。	を普及し、県民等の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練を行うものとする。2 県は、災害予防対策に係る市町村の施策(前条第1号及び第2号に掲げるものに限る。)を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うものとする。	び事業者が災害に備え、適切な防災対策を 講ずることができるよう、自主防災組織等、 事業者及び関係機関等と連携し、住民への	と連携し、防災意識の啓発及び高揚並びに 災害及び防災に関する知識の普及を図るも のとする。 2 県は、前項の規定による施策の実施を支 援するものとする。
る教育の実施	教育の実施に努めるものとする。	第36条 県は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所において、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保できるよう、防災に関する教育の充実に努めるものとする。	第26号)第1条に規定する学校をいう。) 又は保育所を設置し、又は管理する者は、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒及び学生が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の実施に努めるものとする。 2 教職員、保育士等は、災害発生時等において適切な対応ができるよう防災に関する訓練及び研修への参加に努めるものとする。	第20条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校を設置し、又は管理する者は、教育を受ける者が災害時に自らの安全を確保することができるよう防災に関する知識を習得させるとともに、防災訓練を行うよう努めるものとする。		第二十三条 小学校、中学校、幼稚園又は 保育所を設置し、又は管理する者は、児童、 生徒又は幼児が、災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合において自らの安全 を確保することができるように、災害及び防 災に関する教育の実施に努めるものとす る。
実施		第34条 県は、国、市町村、防災関係機関、 自主防災組織等と連携し、積極的に防災訓 練を実施するよう努めるものとする。	主防災組織、事業者、防災ボランティア及び 国その他の関係機関と連携し、防災に関す る訓練及び研修を行うよう努めるものとす る。			(防災訓練の実施) 第四十八条 県民等並びに市町及び県は、 各々又は相互に連携して、災害に対応する 能力を向上させるため、防災訓練を実施す るよう努めるものとする。
			2 県及び市町村は、災害発生時等において 職員が迅速かつ的確に対処することができ るよう、防災に関する訓練及び研修の実施 により、職員の災害及び防災に関する知識 の習得並びに災害発生時等にとるべき行動 の修得並びに防災意識の高揚に努めるもの とする。			

	び対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
災害情報の提 供等	び対策基本条例(仮称)素案 ・市町は、地域の地形等災害情報や適切な避難時期の判断に必要な情報を住民に提供するよう努めるとともに、災害想定区域や避難場所、避難路等災害に関する総合的な資料を図面表示した地図(以下、「ハザードマップ」という。)を作成し、住民に周知するよう努めるものとする。・県は前項の規定による施策の実施を支援するものとする。・県及び市町は、災害状況を記録し、公表するものとする。		岡山県防災対策基本条例 (災害関連情報の提供等) 第14条 県及び市町村は、県民、自主防災 組織及び事業者が平常時から災害に備え、 適切な防災対策を実施することができるよう、災害発生現象に関する情報、地形、地質、過去の災害、予測される被害その他の 災害に関連する事項についての情報(第28 条第2項及び第3項並びに第33条第1項に おいて「地形等災害関連情報」という。) 当 避難に関する情報を収集するとともに、事 避難に関する情報を収集するとともに、 避難に関する情報を収集するとともに、 が策に関する情報を掲載した地図(第41 を適切に県民、自主防災地図」という。)を作成 し、住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。 3 県は、前2項に規定する市町村の施策の 実施を支援するものとする。 (自主防災組織の結成の促進等)		(防災情報の提供等) 第24条 県及び市町は、県民、自主防災組 織等及び事業者が平常時から災害に備え、 適切な防災対策を講ずることができるよう、 災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、	(災害情報の提供等) 第二十五条 市町は、地形等災害情報を住 民に提供するものとする。 2 市町は、災害予測を示した地図を作成し、 及び住民に周知するものとする。 3 県は、前二項の規定による施策の実施を 支援するものとする。 4 市町及び県は、災害状況を記録し、及び
目主防災組織への支援	・市町は、自主防災組織の結成及び活動への支援に努めるものとする。その際、自主防災組織の結成を目指している者及び自主防災組織の中心となって活動している者の育成及び確保について特に配慮するものとする。 ・県は前項に規定する施策の実施を支援するものとする。	第25条 県は、地域における防災活動の効果的な実施に資するため、市町村と連携し、自主防災組織の結成及び活動が推進されるよう必要な支援に努めるものとする。	第25条 市町村は、自主防災組織の結成の促進に努めるとともに、自主防災組織が		第25条 市町は、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織が行う防災活動に対し、必要な支援を行うものとする。2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。	第二十六条 市町は、自主防災組織の結成及び活動に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、市町は、自主防災組
	自主防災組織及び民生委員児童委員協議会など関係機関と連携して、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努める	災組織等が実施する災害時要援護者に対する避難誘導、介助その他の対策を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。	援護者に関する情報を把握するよう努める とともに、自主防災組織等と連携し、災害時			
アの活動への 支援等	ティア活動への参加についての啓発や, ボランティア活動を行うために必要な知識の普及に努めるものとする。	(ボランティア活動の環境整備等) 第26条 県は、災害が発生した場合において、ボランティアによる防災活動(以下「ボランティア活動」という。)が円滑に実施されるよう、あらかじめ、市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティアの受入体制の整備等ボランティア活動の環境の整備に努めるものとする。 2 県は、市町村、防災関係機関等と連携し、	(防災ボランティア活動の環境整備等) 第27条 県及び市町村は、災害発生時に おける防災ボランティアの活動が円滑に実 施されるよう、関係機関と連携し、受入体制 の整備、物資及び資機材の提供等防災ボラ ンティアの活動の環境の整備に努めるもの とする。 2 県及び市町村は、防災ボランティアの活 動への県民及び事業者の積極的な参加を 促すため、意識の啓発に努めるものとする。	ティア活動を行う団体と連携し、災害時に防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われる体制を整備するものとする。 2 県は、支援団体と連携し、県民に防災ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、防災ボランティア活動を行うために必要な知識を普及するものとする。	合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携して、ボランティアの受入体制の整備、資機材及び物資の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。 2 県及び市町は、平常時から、ボランティア活動を目的としている団体等との連携に努めるものとする。 3 県及び市町は、県民及び事業者等が積極的にボランティア活動に参加するための意識啓発に努めるものとする。	ティア活動」という。)に必要な場所、情報等の提供を行うことができるよう、あらかじめ対策を講じておくものとする。 2 市町及び県は、ボランティア活動を目的としている団体と、平常時から連携を図るもの

	災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
成等	・市町は、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性を考慮した避難計画を作成するよう努めるものとする。 ・前項の避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必事項を明示するよう努めるものとする。 ・市町は、避難場所の運営について、その所有者又は管理者及び自主防災組織と連括で、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準をあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。 ・市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記の避難計画及び行動基準を住民に周知するよう努めるものとする。		組織等と連携し、避難勧告等の発令の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を、災害の態様及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。 2 市町村は、あらかじめ、災害発生時等に	場合に備えて、市町村及び他の都道府県と連携して、広域的な避難体制を整備するものとする。 2 県は、災害予防対策に係る市町村の施策(第21条第5号及び第6号に掲げるものに限る。)を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うものとする。	2 前項に規定等の基準、避難場所、避難難時の発表等の基準、避難場所、避難難方法をの他の避難のためる。3 市町には、災害時においる避難場所の組織所の名とする。3 市町では、災害時においる避難場所の組織を関連を作成が災においる。 選集を作成が災には、近に、大きな、大は、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。 2 前項に規定する避難計画には、市町が場所その他避難のために必要な事項を基準、避難のとする。 3 市町は、災害が発生し、又は発生するとする。 3 市町は、災害が発生し、又は発生する営工では、当時では、近時ででは、のといるのとが、のでででは、は、でのでは、近に対して、でのでは、近に対して、でのでは、は、でのでは、は、でのでは、は、でのでは、は、は、でのでは、は、は、でのでは、は、は、でのでは、は、は、でのでは、は、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、で、できないに、といるとができないに、は、ないでは、は、関係機関と前項に、といるのでは、あらかにの、関係機関と連携して、できるものとができないに、関係機関と所でことができないに、関係機関と、関係、関係、関係、関係、関係、関係、関係、関係、関係、関係、関係、関係、関係、
の整備	・市町は、地区医師会との連携のもと、医療救護計画を作成し、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。 ・県は、市町の医療救護体制を支援するため、市町の医療救護活動のみでは対処できない傷病者に備えた災害拠点病院・災害協力病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。	第32条 県は、あらかじめ災害による傷病者への治療の拠点となる病院を指定するなど、災害が発生した場合における広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。	時における医療及び救護に関する計画の策 定に努めるとともに、災害による傷病者の治療の拠点となる医療機関の指定等災害発	び高度な医療の必要な傷病者を収容する拠点となる医療機関を指定するなどして、広域的な医療救護体制を整備するとともに、災害時における医療機関の被害の状況に関する情報の収集及び伝達のための体制を整備するものとする。	療の拠点となる病院等を指定するなど、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。2 県は、前項に規定する医療救護体制の整備に対する支援及び広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。	計画を作成し、災害による傷病者への治療の拠点となる病院等(以下「救護病院等」という。)を指定するなど災害が発生した場合における医療救護体制を整備するものとす
保のための体	県及び市町は、関係機関と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制の整備に努めるものとする。		(公衆衛生の確保のための体制の整備) 第22条 県及び保健所を設置する市は、あらかじめ、関係機関と連携し、災害発生時における感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項の感染症をいう。)の発生の予防及びそのまん延の防止、住民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制の整備に努めるものと			(公衆衛生の確保) 第三十二条 県は、あらかじめ、市町と連携して、災害が発生した場合に感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制を整備するものとする。
輸送体制の整備	県は、緊急輸送路を指定し、関係事業者等との間に協力に関する協定を締結するなど 災害が発生した場合における備蓄物資等の 輸送体制の整備に努めるものとする。		(緊急輸送体制の整備) 第23条 県及び市町村は、国その他の関 係機関と連携し、災害発生時における物資 等の緊急輸送のための体制の整備に努め るものとする。	(広域的な輸送体制の整備) 第28 条 県は、災害応急対策に必要な物資 及び人員を広域的に輸送するために必要と なる道路、港湾その他の輸送施設及び自動 車、船舶その他の輸送手段を確保するなど して、災害時における広域的な輸送体制を 整備するものとする。		(輸送体制の整備) 第三十三条 県は、あらかじめ、緊急輸送路 を指定し、及び周知するとともに、関係事業 者等との間に協力に関する協定を締結する など災害が発生した場合における備蓄物資 等の輸送体制を整備するものとする。
団体等との連携体制の整備	る 。	第31条 県は、物資等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の応急対策が的確かつ迅速に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体及び事業者等との協定の締結に努めるものとする。	医薬品その他の生活物資の供給及び輸送、災害の発生に伴い帰宅が困難となった者(第38条及び第45条において「帰宅困難	(広域的な連携体制の整備) 第29条 県は、他の都道府県、防災関係機 関又は事業者と広域的な連携に関する協定 を締結するなどして、災害時に速やかに被 災地又は被災するおそれがある地域への支 援を行うために必要な体制を整備するもの	の締結に努めるものとする。	第三十四条 市町は、あらかじめ、他の市町、関係事業者等との間に応援等に関する

広島県防	び対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
	市町は、防災体制の整備、消防団の機能強		INTERNATIONAL PROPERTY.	2000 EUN (9790) 198 EV (1987)	(地域防災力の強化)	(地域防災力の強化)
強化	化その他の地域防災力を強化するよう努め				第45条 県及び市町は、防災体制の整備そ	
	るものとする。				の他の地域防災力の強化に努めるものとす	
					る。	るものとする。
情報収集伝達			(情報収集伝達体制の整備)		(情報収集伝達体制の整備)	(情報伝達体制の整備)
体制の整備	民への提供及び住民からの災害状況、住民	第28条 県は、国、市町村、防災関係機関	第18条 市町村は、あらかじめ、災害発生	第24条 県は 災害時における気象及び災	第27条 市町は、あらかじめ、災害時におけ	第二十七条 市町は、あらかじめ、災害が発
	の安否その他の情報の入手手段の整備・確		時等における被害、避難、住民の安否その			
		は発生するおそれがある場合における気	他の必要な事項に関する情報の収集及び	町村及び防災関係機関に伝達するための		
	市町は、災害により帰宅することが困難と	象、被害その他の災害に関する情報の収集	伝達のための体制の整備に努めるものとす	手段を講ずるものとする。	安否その他の必要な情報を入手する手段を	民への提供並びに住民からの災害状況、住
	なった者や移動の途中で目的地に到達する	及び伝達ができる体制を整備し、県民等へ	6。 8 8	2 県は、災害予防対策に係る市町村の施策	講じておくものとする。	民の安否その他の情報の入手の手段を講
	ことが困難となった者に対する必要な情報		2 県及び市町村は、孤立地区(災害の発生			
		のとする。	により交通が途絶した地区をいう。次条第3	接ずるため、報迫機関と連携するものとす	より通信及び交通が途絶した地区をいう。以	
	・県は、気象情報、被害その他の災害に関	2 県は、国、市町村、防災関係機関等と理	項において同じ。)における通信の途絶に備	ବ ୍		めに帰宅することが困難となり、又は移動の
	9の 19 1	携し、災害の発生により、帰毛することか图	え、災害発生時の通信手段の確保に努める		手段の確保に努めるものとする。	途中で目的地に到達することが困難となっ
	こ、災害情報寺を印可及び関係機関へ提供 するための手段を講じておくものとする。	難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者が帰宅し、到達	ものと9 る。 3 県は、災害発生時等における気象、被害	3.	3 mmは、めらかしめ、炎舌の発生により、 帰宅することが困難となり、又は移動の途中	た者が帰宅し、到達し、又は避難するために
	・市町及び県は、災害情報等の提供につい		等に関する情報を収集し、国、市町村その			必要な情報を提供するための体制を登備す るものとする。
	て、あらかじめ報道機関と協定を締結する等		他の関係機関に提供するための体制をあら			3 県は、あらかじめ、災害が発生し、又は発
	連携を図るよう努めるものとする。	C	一つ関係が展開に提供するための体制をある。			生するおそれがある場合における気象、被
	注版を図るより分のののとする。		4 県及び市町村は、法令に基づく避難の勧			書その他の災害に関する情報の入手の手
			告若しくは指示又は災害時要援護者に対す			段を講じておくものとする。
			る避難の準備に関する情報(次条第1項、第			4 県は、あらかじめ、前項に規定する情報を
			36条及び第41条において「避難勧告等」と			市町及び関係機関に提供するための手段を
			いう。)に関する情報の提供について、あら			講じておくものとする。
			かじめ報道機関との連携を図るよう努めるも		5 県及び市町は、災害時における情報の提	5 市町及び県は、災害が発生し、又は発生
			のとする。			するおそれがある場合における情報の提供
			·			について、あらかじめ報道機関と連携を図る
						ものとする。

広島県防	び対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	雇児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
防炎·危機管 理体制の整備	・市町及び県は、災害に迅速かつ的確に対応するための防災・危機管理体制の整備に努めるものとする。 ・市町及び県は、職員の災害及び防災に関する知識の習得、災害発生時等にとるべき行動の習得並びに防災意識の高揚を図るための訓練・研修等を実施するものとする。	(職員への研修等) 第35条 県は、職員に対し研修を実施し、職員の災害及び防災に関する知識及び技能の習得を図るものとする。 2 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が的確かつ迅速に対応することができるよう、あらかじめ、緊急活動体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき行動を職員に周知徹底するものとする。	(危機管理体制の充実) 第10条 県及び市町村は、災害発生時等 において迅速かつ的確に対処することがで きるよう危機管理のための体制の充実に努 めるものとする。		(研修の実施等) 第34条 県及び市町は、研修等の実施等により、職員の災害及び防災に関する知識の 習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。 2 県及び市町は、あらかじめ、災害時に職 員が的確かつ迅速に対処することができる よう危機管理体制の整備を図るとともに、災 害時にとるべき行動等を職員に周知するも のとする。	(職員への研修等) 第三十七条 市町及び県は、その職員に対し研修等を行い、当該職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。 2 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に的確かつ迅速に対応することができるよう、あらかじめ、危機管理体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動等についてその職員に周知するものとする。
よる備蓄	策に必要な物資及び資機材の備蓄に努めるものとする。	生し、又は発生するおそれがある場合にお	に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄	旧に必要な物資を備蓄するとともに、市町	急対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、民間企業等の協力による流通備蓄の	(市町及び県による備蓄) 第二十九条 市町及び県は、災害発生に備 えて、避難者のために必要な物資を備蓄し ておくものとする。
備	耐震化の推進に努めるものとする。 ・市町及び県は、道路、公園、河川、港湾、砂防施設等の定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。	第33条 県は、その所有し、又は管理する 避難所その他の応急対策を実施する拠点となる施設について、耐震性の確保並びに設備、備品等の転倒及び落下の防止に努めるとともに、非常用電源設備の整備に努めるものとする。 2 県は、その管理する道路、河川、砂防、港湾、公園等の施設について、防災上の観点から、定期的に点検を行うとともに、計画的な整備に努めるものとする。	たっては、災害に対する安全性を考慮するとともに、避難場所に指定したその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。2 県は、避難場所に指定されたその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。3 県及び市町村は、ユニバーサルデザイン(年齢、性別、能力、国籍等にかかわら明しやすいよう、建物等を設計することをいう。)の趣旨に沿って、対等を設計することをいう。)の趣旨に沿って、前2項の公共施設の整備に努めるものとする。4 県及び市町村は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点かめるしまる。5 県及び市町村は、防災対策上特に重要なとする。5 県及び市町村は、防災対策上特に重要なとする。	見 込まれる施設について、点検を定期的に行い、計画的な耐震改修その他の災害時の利用の目的を達するために必要な整備を行うものとする。 2 県は、その所有し、又は管理する道路、港湾、河川、公園等の施設について、防災上の観点から、点検を定期的に行うとともに、計画的な補修その他の防災上必要な措置を行うものとする。	当たっては、災害による危険性等の考慮に 努めるとともに、避難場所に指定されている 公共施設の耐震性の確保及び非常用電源 設備の整備等に努めるものとする。 2県及び市町は、災害時要援護者が避難 場所を利用する場合を考慮し、必要に応じて、傾斜路等の設置等に努めるものとする。 3県及び市町は、道路、公園、河川、港湾 等の施設について、防災上の観点から、定期的に点検を行うとともに、計画的な整備に 努めるものとする。	等として使用されるその所有し、又は管理する施設について、計画的な耐震化及び非常電源設備等の整備を行うものとする。 2 市町及び県は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定
		動及びボランティア活動が効果的に行われるよう、市町村、防災関係機関等と連携し、防災リーダー(自主防災組織による防災活動において適切な指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。)、ボラ		組織の結成及び活動を推進する者(次項において「地域防災推進員」という。)の育成を行うものとする。 2 県は、災害予防対策に係る市町村の施策(第21条第3号に掲げるものに限る。)について、地域防災推進員と市町村との連携を	う防災活動及びボランティアが行う防災活動 (以下「ボランティア活動」という。)が効果的 に実施されるよう、防災リーダー(自主防災 組織が行う防災活動において指導的役割を 担う者をいう。)及びボランティアコーディ ネーター(ボランティア活動が円滑に実施さ	
			(消防団及び水防団の充実等) 第11条 市町村は、地域の防災対策において重要な役割を担っている消防団及び水 防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。 2 県は、前項に規定する施策の実施を支援するものとする。			

- 古自国际级基础基本及(Q)/(C\$\) 丰安 - 「		四山旧叶纵与生生之间		高福用所纵为集集士名 问	表1111目
広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
			(災害予防対策に係る市町村の施策) 第21条 条第6条第2項の「災害予防対策に係る市町村の施策」と		
			は、次に掲げるものをいう。		
			(1) 住民等に防災に関する知識を普及し、住民等の防災意識の高		
			揚を図るとともに、防災訓練を行うこと。		
			(2) 災害危険箇所,避難場所その他の防災に関する情報を示した		
			当該市町村の区域に係る地図を作成するとともに 住民等に周知		
			すること。		
			(3) 自主防災組織の結成及び活動に対し必要な支援を行うととも に、自主防災組織の運営における重要な役割を担う人材の育成を		
			に、日王的火和機の産品における重要な役割を担う人材の自成を 行うこと。		
			(4) 災害時における災害の状況に関する情報及び避難の勧告その		
			他の避難のための措置に関する事項を住民等に伝達し、並びに住		
			民等から災害の状況及び安否情報その		
			他の避難の状況に関する情報を収集するための手段を講ずるこ		
			E. (c) 79944 0 64 4 7 0 1/4 0 79944 0 4 4 0 44 50 0 4 44 7 3 3 7 9 4 4 4 1 2 3		
			(5) 避難の勧告その他の避難のための措置の基準及び避難場所		
			その他の避難のために必要な事項を定めるとともに、住民が早め に避難するための計画を作成し、及び住民等に周知すること。		
			(6) 災害時における避難場所の運営について、避難場所の運営計		
			画(以下「避難所運営計画」という。)を作成するとともに、住民等に		
			周知すること。		
			(7) 要援護者を把握するとともに 要援護者の避難を支援するため		
			の体制を整備すること。		
			(8) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資を備蓄するとともに. 確保すること。		
			(9) 災害時において、傷病者に医療を行い救護するための体制(以		
			下「医療救護体制」という。)を整備すること。		
			(10) 災害応急対策に必要な物資及び人員を輸送するための体制		
			を整備すること。		
			(11) 災害時における事業者。他の市町村及び防災関係機関との		
			連携に関する協定を締結すること。		
			(12) 当該市町村の区域において、ボランティアによる防災活動(以 下「防災ボランティア活動」という。)の支援を行う団体(以下「支援		
			団体」という。)及び防災ボランティア活動を行う団体と連携するとと		
			もに防災ボランティア活動に必要な場所及び情報の提供その他		
			の防災ボランティア活動を支援するための体制を整備すること。		
			(13) 住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するととも		
			に、防災ボランティア活動を行うために必要な知識を普及すること。		
			(14) 当該市町村が所有し、又は管理する災害時の避難場所その		
			他の災害時の利用が見込まれる施設について、点検を定期的に 行い、計画的な耐震改修その他の災害時の利用の目的を達する		
			ために必要な整備を行うこと。		
			(15) 当該市町村が所有し、又は管理する道路、港湾、河川、公園等		
			(16) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域の実情に応じ		

	5災対策基本条例(仮称)素案	■ 和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
第3章 災害	書応急対策					
第1節 県月 避難の実施	ミの役割 ┃・県民は,災害が発生し,又は発生するおそ	・【(29葉475.7~395葉4百斤)	(避難及び避難場所)	(避難及び避難場所)	(避難及び避難場所)	(避難及び避難場所)
連無の夫心	れがある場合において、災害に関する情報	第37条 県民は、災害が発生し、又は発生	(歴無及び歴無場別) 第41条 県民は、災害発生時等において、	(歴無及び歴無場別) 第32 条 県民は,災害時において,自ら防	(妊無及び避無場所) 第35条 県民は、災害時において、当該災害	「無無及び避無場所) 第三十八条 県民は、災害が発生し、又は発
	に留意し、防災地図の活用等により、自ら必	▼するおそれがある場合において、当該災害	当該災害に関する情報に留意し、防災地図	災に関する情報の収集に努め, 必要と判断	に関する情報に留意し、防災地図等の活用	生するおそれがある場合において、自ら当
	要と判断したときは速やかに避難するとも	■に関する情報に留意し、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、市町村から避	の活用により、必要と判断したときは自主的	したときは、目主防災組織及び地縁による	により必要と判断したときは、自主的に避難 するとともに、避難準備情報の提供又は避	該災害に関する情報の収集に努め、必要と 判断したときは自主的に避難するほか、市
		別難準備情報の提供又は避難勧告若しくは避	〜咝舞りるととも 〜、咝舞倒音寺の光平が あったときは速やかにこれに応じて行動する	四体と建携して、自主的に避無するほか、 		町が避難勧告又は避難指示を発したときは
	めるものとする。	難指示の発令があったときは、速やかにこ	ものとし、避難に当たっては、互いに助け合	速やかに応じて行動するよう努めるものとす	きは、速やかにこれに応じて行動するものと	速やかにこれに応じて行動するものとする。
	避難場所を利用する者は、互いに協力して	れに応じて行動するよう努めるものとする。	い、円滑な避難に努めるものとする。	る。 	する。 2 避難場所に滞在する者は、運営基準に従	2 避難場所に滞在する者は、第二十八条第
	協向生活を呂むとともに、避難勧告寺か解 除されるまでの問 避難を継続するものとす	2 津波による被害の発生が予想される地域に居住する住民、滞在者その他の者は、地	2 避難場所を利用する者は、互いに協力し て共同生活を営むよう努めるとともに、避難	2 避難場所に滞任する者は, 避難所連呂計 画に従い, 相互に協力して生活を営むととも	2 避難場所に滞任する者は、連呂基準に使 い 相互に協力 て自主的に共同生活を覚	三項に規定する行動基準に従うものとする。 3 避難場所の管理者等は、第二十八条第
	る。	震が発生した場合において、津波に関する	勧告等が解除されるまでの間、避難を継続	に、避難の勧告その他の避難のための措置	むとともに、避難勧告又は避難指示が解除	三項に規定する行動基準に従い、市町及び
		予報が発表されたとき又は津波による被害	するものとする。	がなされている場合には、当該措置が解除	されるまでの間、避難を継続するものとす	自主防災組織と連携して避難場所を運営す
		の発生が予想されるときは、高台その他の 安全な場所へ直ちに避難するものとする。		されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。	る。 3 避難場所の管理者等は、市町及び自主	るものとする。
		3 県民は、災害が発生した場合において、			防災組織等と相互に連携を図りながら協力	
		自主防災組織に協力し、初期消火、負傷者			して避難場所を円滑に運営するよう努める	
		の救出及び救護を行うよう努めるものとする。			ものとする。	
		■4 避難所に滞在する者は、その避難所の運				
		営基準に従い、互いに協力して自主的な共				
		同生活を営むとともに、避難勧告又は避難指示が解除されるまでの間、避難を継続す				
		るよう努めるものとする。				
	県民は、災害発生時において、公安委員会	(車両使用の自粛等)	(車両使用の自粛等)		(車両使用の自粛等)	(車両使用の自粛等)
粛等	又は警察官が行う車両の通行の規制その 他の交通の規制を遵守するとともに、緊急	第38条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策	第42条 県民は、災害発生時において、災害対策基本法、道路交通法(昭和35年法		第36条 県民は、災害時において、災害対策 基本法、道路交通法(昭和35年法律第105	第三十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対
	通行車両の通行の妨げとならないように車	基本法、道路交通法(昭和35年法律第105	音列東盛年広、追聞文通広(昭和30年広 律第105号) その他の法令に基づき公安委		一日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日	
	両の使用を自粛するよう努めるものとする。	号)その他の法令の規定に基づき、公安委	員会又は警察官が行う車両の通行の規制		員会又は警察官が行う車両の通行の規制	第百五号)その他の法令の規定に基づき公
		員会又は警察官が行う車両の通行の規制 その他の交通の規制を遵守するとともに、	その他の交通の規制を遵守するとともに、 当該交通の規制が行われていない道路に		その他の交通の規制を遵守するとともに、 当該交通の規制が行われていない道路に	安委員会又は警察官が行う車両の通行の 禁止その他の道路における交通の規制を遵
		当該交通の規制が行われていない道路に	おいても、緊急通行車両(災害対策基本法			守するほか、当該交通の規制が行われてい
		おいても、緊急通行車両の通行の妨げとな	第76条第1項の緊急通行車両をいう。)の		らないように車両の使用を自粛するよう努め	ない道路においても車両の使用を自粛する
		らないように車両の使用を自粛するよう努め るものとする。	通行の妨げとならないように車両の使用を 自粛するよう努めるものとする。		るものとする。	ことにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。
	<u> </u>	<u> るつひとする。</u>	<u>ロ </u>	(災害時の被害拡大の防止)		μEM サーm/JリックみノガのつびCリカ。
				第33条 県民は、災害時において、新たな		
				被害の発生又は被害の拡大を防ぐため、災害危険箇所に近づかないよう努めるものと		
				する。		
						(危険建築物等の取扱い)
						第四十条県民は、災害が発生し、又は発生
						するおそれがある場合において、倒壊、附 属物の落下等の危険がある建築物又はエ
						作物(以下「危険建築物等」という。)による
						被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに
						危険建築物等から避難し、又は危険建築物 等に近づかないものとする。
						2 前項に規定する場合において、危険建築
						物等の所有者又は管理者は、必要に応じて
						当該危険建築物等が危険である旨の表示 を行うよう怒めるものとする
						を行うよう努めるものとする。

	災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	查川県防災対策基本条例
第2節 事業 来所者等の安	事業者は、災害が発生し、又は発生するお	第40条 事業者は、災害が発生し、又は発	(来所者等の安全の確保)	 (事業者の災害応急対策)	 【(災害時の応急対策)	(事業者の災害応急対策)
全の確保	それがある場合において、来所者、従業者 等の安全を確保するとともに、専門性及び 組織力を活用し、自主防災組織等と連携し、 地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者	生するおそれがある場合において、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全 を確保するよう努めるとともに、地域住民及 び自主防災組織等と連携し、情報の収集及	第44条 事業者は、災害発生時等において、来所者、従業者等の安全を確保するよう 努めるとともに、その専門性及び組織力を	第35条 事業者は、災害時において、従業	第38条 事業者は、災害時において、来所者、従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難	第四十二条 事業者は、災害が発生し、又は 発生するおそれがある場合において、来客 者、従業員等の安全を確保するとともに、地 域住民及び自主防災組織と連携して情報の
	等の救出救護,災害等に関する情報の収集 及び提供等を行い,周辺地域住民の安全を	び提供、地域住民等の避難誘導その他の 地域における防災活動を積極的に実施する よう努めるものとする。	等の救出救護、初期消火、地域住民等の避	導, 救助その他の災害応急対策を積極的に	誘導等を積極的に行い、地域住民の安全を 確保するよう努めるものとする。	収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うこと等により地域住民の安全を確保し、地域の被害を最小限度にとどめるよう努めるものとする。
策への協力	・事業者は、災害発生後の交通状況等を勘案し、必要に応じて従業者への帰宅の一時見合わせの呼びかけ等帰宅困難者の発生抑制への協力に努めるものとする。 ・事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、事業者の規模及び業態に応じ、一時的な避難場所の提供その他の支援に努めるものとする。		(帰宅困難者への支援) 第45条 事業者は、事業所の周辺地域に おいて帰宅困難者が発生しているときは、 一時的な避難場所の提供その他の必要な 支援に努めるものとする。		(帰宅困難者への支援) 第39条 事業者は、事業所の周辺地域において、多数の帰宅困難者が発生している場合は、連絡手段及び一時的避難場所の提供その他の応急措置に必要な支援に協力するよう努めるものとする。	
	防災組織の役割					
	関する情報の収集及び伝達,避難誘導,初期消火,負傷者等の救出救護,給水及び給食,危険箇所の巡視など地域における災害	第39条 目主防災組織は、災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合において、 市町村、防災関係機関等と連携し、情報の 収集及び伝達、地域住民等の避難誘導そ の他の地域における防災活動を実施するよ う努めるとともに、特に、災害が発生した場 合においては、初期消火並びに負傷者の救 出及び救護を積極的に実施するよう努める ものとする。	において、市町村その他の関係機関と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食、危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めるものとす	第34条 自主防災組織は、災害時において、防災に関する情報の収集及び地域住民への伝達、避難誘導、救助その他の災害応急対策を積極的に行うよう努めるものとす	消火、負傷者等の救護、給水及び給食、災	第四十一条 自主防災組織は、災害が発生 し、又は発生するおそれがある場合は、地 域において、情報の収集及び提供、救助、 避難誘導等を積極的に行うよう努めるものと
	『ボランティアの役割					
	災害ボランティアは、市町、県及び自主防災組織と連携し、地域から求められている被災した家屋の清掃、避難場所における給食の支援等の活動を実施するよう努めるものとする。		第46条 防災ボランティアは、災害発生時において、県、市町村及び自主防災組織と連携し、地域において必要とされている災害応急対策の内容を的確に把握した上で、被災した家屋の清掃、避難場所における給食の支援等きめ細かな活動を行うことにより、災害応急対策が効果的に実施されるよう努めるものとする。			
第5節 市町	T及び県の役割					
び提供	宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。	(情報連絡体制の確立) 第41条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国、市町村、 防災関係機関等と連携し、速やかに情報連 絡体制を確立することにより、災害に関する 情報を収集するとともに、県民等に対し、的 確かつ迅速な情報の提供に努めるものとす る。	において、第18条第1項又は第3項の体制に基づき、速やかに災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供する	防災に関する情報を迅速かつ的確に収集 し、市町村及び防災関係機関に伝達すると ともに、報道機関と連携して県民等に伝達す るものとする。	やかに情報連絡体制を確立することにより、 災害及び防災に関する情報を収集するとと もに、住民及び帰宅困難者に対し、迅速か つ的確な情報の提供に努めるものとする。	(災害発生情報の収集、提供等) 第四条 市町及び県は、災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合において、 災害状況、住民の安否その他の災害発生 に関する情報をかつ迅速に収集するものとする。 2 市町及び県は、それぞれ、収集した災部 のとする。 2 市町及び県は、それぞれ、収集した災部 発生に関する情報をあらかじめるる。 3 市町は、住民の安全かつ迅速な避難情報 の提供の手段を活用して災害予測等の情報を提供するものとする。 4 市町は、収集した災害発生に関する情報を速やかに県に報告するものとする。 5 県は、収集した災害発生に関する情報を速やかに市町に提供するものとする。
等の活動支援	市町は、自主防災組織や災害ボランティアによる防災活動に必要な場所、情報等を提供するよう努めるものとする。			(災害時の支援団体の活動への支援) 第39条 県は、災害時において、ボランティ アの受入れ及び防災ボランティア活動が円 滑に行われるために必要な体制を速やかに 支援団体が確立することができるようにする ため、情報の提供を行うものとする。		
る児童, 生徒 等の安全の確	学校又は保育所の設置・管理者は、災害が 発生し、発生するおそれがある場合は、乳 幼児、児童、生徒及び学生の安全の確保に 努めるものとする。					

	5災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
災害応急対策	市町及び県は、避難、救助、医療等の災害	(応急体制の確立)	(災害応急対策のための体制の確立)	(応急体制の確立等)	(応急体制の確立)	(応急体制の確立)
	応急対策を実施するための体制の迅速な確		第39条 県及び市町村は、災害発生時等	第37条 県は、災害時において、迅速かつ	第41条県及び市町は、災害時において、迅	第四十三条 市町及び県は、災害が発生し、
の確立	立に努めるものとする。	るおそれがある場合において、的確かつ迅	において、迅速かつ適切な避難、救助、医	的確な避難、救助及び医療その他の災害応	速かつ的確な避難、救助、医療等の災害応	
			療等の災害応急対策が実施されるよう必要			的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急
		られるよう、国、市町村、防災関係機関等と		立し、災害応急対策を行うものとする。	速やかな確立に努めるものとする。	対策が講じられるよう必要な応急体制を速
		連携し、必要な応急体制を速やかに確立するよう努めるものとする。	ବଂ			やかに確立するものとする。
市町への広揺	 県は、市町からの応援、応急措置の実施要	(県から市町村への応援)	↓ 【(市町村への応援)		 (県から市町への応援)	 (県から市町への応援)
111761 4001/6138	請に対し速やかに対応するものとする。		第40条 県は、災害発生時等において、市		第42条 県は、災害時において、市町から応	
			町村から応援を求められ、又は応急措置の			
			実施を要請されたときは、あらゆる手段の活			応急対策の実施について応援を求められた
		請されたときは、あらゆる手段を検討し、速	用を検討し、速やかに対応するものとする。		し、速やかな対応に努めるものとする。	ときは、第三十四条第二項に規定する広域
		やかな対応に努めるものとする。				的な連携に関する協定を活用する等によ
						り、速やかにその求めに応ずるものとする。
		(緊急輸送の確保)		(災害応急対策に係る市町村の施策)		
		第43条 県は、災害が発生した場合におい		第36条 第6条第2項の「災害応急対策に		
		て、応急対策を迅速に実施するため、国、市		係る市町村の施策」とは、次に掲げるものを		
		町村、防災関係機関等と連携し、必要な緊急輸送を確保するよう努めるものとする。		いう。		
				(1) 災害時において, 迅速かつ的確な避 難, 救助及び医療その他の災害応急対策		
				からないとは、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		
				害応急対策を行うこと。		
				(2) 災害時において,災害及び防災に関す		
				る情報を迅速かつ的確に収集し、住民等に		
				伝達すること。		
				(3) 災害時において、ボランティアの受入れ	.	
				及び防災ボランティア活動が円滑に行われ		
				るために必要な体制を速やかに確立するこ		
第4章 復日	日•復興対策	<u> </u>	<u> </u>	<u> と。</u>	<u> </u>	
第1節 県民	民の役割					
	▼県民は, 市町, 県, 事業者, 自主防災組織		第48条 県民は、自らも地域の復旧及び復	(災害復旧・復興対策の実施等)		
	及び災害ボランティアと協働して、自らの生		興の主体であることを認識した上で、互いに	第42 条		
	活を再建し、地域社会を再生するよう努める		協力し、県、市町村、自主防災組織、事業者			
	ものとする。		及び防災ボランティアと協働することにより、	害の復旧・復興に努めるものとする。		
	・県民は、循環型社会を形成する観点から	_	自らの生活の再建及び地域社会の再生に		_	_
	家具等を再使用し、廃棄物の発生を抑制すると言葉はます。		努めるものとする。 2 県民は、循環型社会を形成する観点か			
	るよう努めるものとする。		2 県氏は、循環型任芸を形成する観点が 6、復旧及び復興時において、家具等を再			
			使用することにより、廃棄物の発生を抑制す			
			るよう努めるものとする。			
第2節 事	業者の役割	ш	100:2227 00:227 00	1	1	ı
雇用の場の確	事業者は、事業の継続又は中断した事業の		(雇用の場の確保等)			
保等	速やかな再開により雇用の場の確保に努め		第50条 事業者は、復旧及び復興時におい			
	るとともに、国、県、市町等と連携し、地域経	_	て、事業の継続又は中断した事業の速やか		_	_
	済の復興に貢献するよう努めるものとする。		な再開により雇用の場の確保に努めるとと			
			もに、国、県、市町村等と連携し、地域経済			
サスにてコカ			の復興に貢献するよう努めるものとする。	/ よばにてまなかな記の答理者のお下は		
	水道, 電気供給施設, ガス供給施設, 電気 通信事業の用に供する施設等の管理者は,		(生活に不可欠な施設の復旧) 第51条 水道、電気供給施設、ガス供給施	(生活に不可欠な施設の管理者の相互連		
な心改り75日	相互に情報の共有を図りながら速やかな復		設、電気通信事業の用に供する施設等の管	55/ 第41 冬 雲気芋 / けガスを供給するため		
	旧対策を実施するよう努めるものとする。	_	理者は、復旧対策を実施するときは、情報	541 未 電気石してはカスを広門するため	<u>_</u>	_
	1日77年と久地するのグののものでする。		の共有を図る等互いに協力しながら当該施			
			設の速やかな復旧に努めるものとする。	旧に係る工事を行うときは、相互に連携する		
			·	よう努めるものとする。		
第3節 自=	主防災組織の役割	*				
	自主防災組織は、地域における復旧・復興		第49条 自主防災組織は、復旧及び復興			
	対策の実施に協力するよう努めるものとす	_	時において、地域社会の再生に貢献し、か		_	_
	る。	_	つ、国、県及び市町村が実施する復旧・復		_	_
			興対策に協力するよう努めるものとする。			
<u> 第4節 災害</u>	書ボランティアの役割 		Introduction of the second of			
	災害ボランティアは、被災者の生活の再建		第52条 防災ボランティアは、復旧及び復			
	が円滑に行われるよう、災害ボランティア活動の大塚を見かり、そいる民体、表際及び		興時において、被災者の生活の再建が円滑			
	動の支援を目的としている団体、市町及び	_	に行われるよう、県及び市町村と連携し、被		_	_
	県と連携し、被災者の意向に配慮した支援 を実施するよう努めるものとする。		災者の意向に配慮した支援に努めるものと する。			
	で大肥りのより労めるものとりる。		y වාං		1	1

一 古自国际级共体基本发现/原珠\事实	和歌山思胜纵针笨推准多例	四山旧 叶巛 计集 生 太 / [0]	—— 库旧自旧叶巛 计集集 大名/AI	英梅俱胜纵为集集主条 例	************************************
広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	
第5節 市町及び県の役割 ・市町及び県は、大規模な災害後の復旧・復興に当たっては、県民の参画を図りながら、公共施設の計画的な復旧を行うとともに、被災者の生活の再建、地域経済の復興等について定めた計画を策定するよう努めるものとする。 ・市町及び県は、被災者の意向も踏まえながら、国その他の関係機関と連携し、計画に定めた復旧・復興対策を円滑に実施する	_	第47条 県及び市町村は、大規模な災害が発生したときは、県民の参画を図りながら、公共的施設の復旧、被災者の生活の再建、地域経済の復興等について定めた計画を策定するよう努めるものとする。2 県及び市町村は、被災者の意向を踏まえるとともに、国その他の関係機関と連携し、前項の計画の定めるところにより、復旧・復興対策の円滑な実施に努めるものとする。		_	_
			(災害復旧・復興対策に係る市町村の施策) 第40条 第6条第2項の「災害復旧・復興対 策に係る市町村の施策」とは、次に掲げるも のをいう。 (1) 被災者の生活の再建及び事業の継続を 支援するための窓口の設置その他の被災 者への支援対策を行うこと。 (2) 当該市町村が所有し、又は管理する道 路、水道、下水道その他の住民生活に不可 欠な公共施設の被害に関する調査を行うと ともに、速やかに災害復旧・復興対策を行うこと。 (3) 前2号に掲げるもののほか、当該市町村 の地域の実情に応じて、災害復旧・復興対策を行うこと。		
-			東で1] ノこと。		
			第5章防災対策の計画的な推進等	第4章 防災対策の計画的な推進	第四章 防災対策の計画的な推 進等
			第43条 第6条第2項の「防災対策の計画的な推進等に係る市町村の施策」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 法令及びこの条例に基づく市町村の防災対策の内容について定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するとともに、その結果を公表すること。	第43条 県は、県民の意見に十分配意して、この条例の規定に沿って県地域防災計画を定めるものとする。 2 県及び市町は、それぞれの地域防災計画について、必要に応じ、見直しを行うとともに、当該地域防災計画に定められた施策の実効性の確保に努めるものとする。 3 県は、防災対策の推進に必要な財源の確保に努めるものとする。	(目標の設定及び実施状況の点検) 第四十六条 県は、保有施設の耐震化その他の防災対策の数値目標を定め、及び公表するものとする。 2 県は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、その結果を公表するとともに、地域防災計画の見直しに当たっては、当該課題
			第44条 県は、法令及びこの条例に基づく 自らの防災対策の内容について定期的に検 討を加え、必要があると認めるときは、これ を修正するとともに、その結果を公表するも のとする。 2 県は、その所有し、又は管理する施設の 耐震改修その他の防災対策の目標を定め るとともに、公表するものとする。	(大規模な地震による被害の軽減対策) 第44条 県及び市町は、大規模な地震によ	(防災対策の無検) 第四十七条 県民、自主防災組織、事業者 及び学校等(以下「県民等」という。)は、自 らの防災対策を定期的に点検するよう努め るものとする。
				る被害の軽減に向けた施策の総合的かつ 計画的な推進に努めるものとする。	